

トラック輸送における取引環境・労働時間改善地方協議会の設置について

参考資料1

従 前

「トラック輸送適正取引推進パートナーシップ会議」

平成20年3月、「トラック運送業における燃料サーチャージガイドライン」「トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン」を策定し、荷主・元請事業者・下請事業者の相互理解と信頼に基づく適正な取引を推進するため、関東ブロック及び各都県に設置

経 緯

「労働基準法等の一部を改正する法律案」（平成27年4月3日閣議決定）

- 月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率引上げ（25%→50%以上）について、平成31年4月から中小企業への適用猶予措置を廃止

課 題

- 中小企業において特に長時間労働者比率が高い業種を中心に、長時間労働の抑制に向けた環境整備を進める必要がある
- トラック運送事業においては、総労働時間が長く、また、荷主都合による手待ち時間などの実態があり、トラック運送事業者のみの努力では長時間労働を改善することが困難な状況

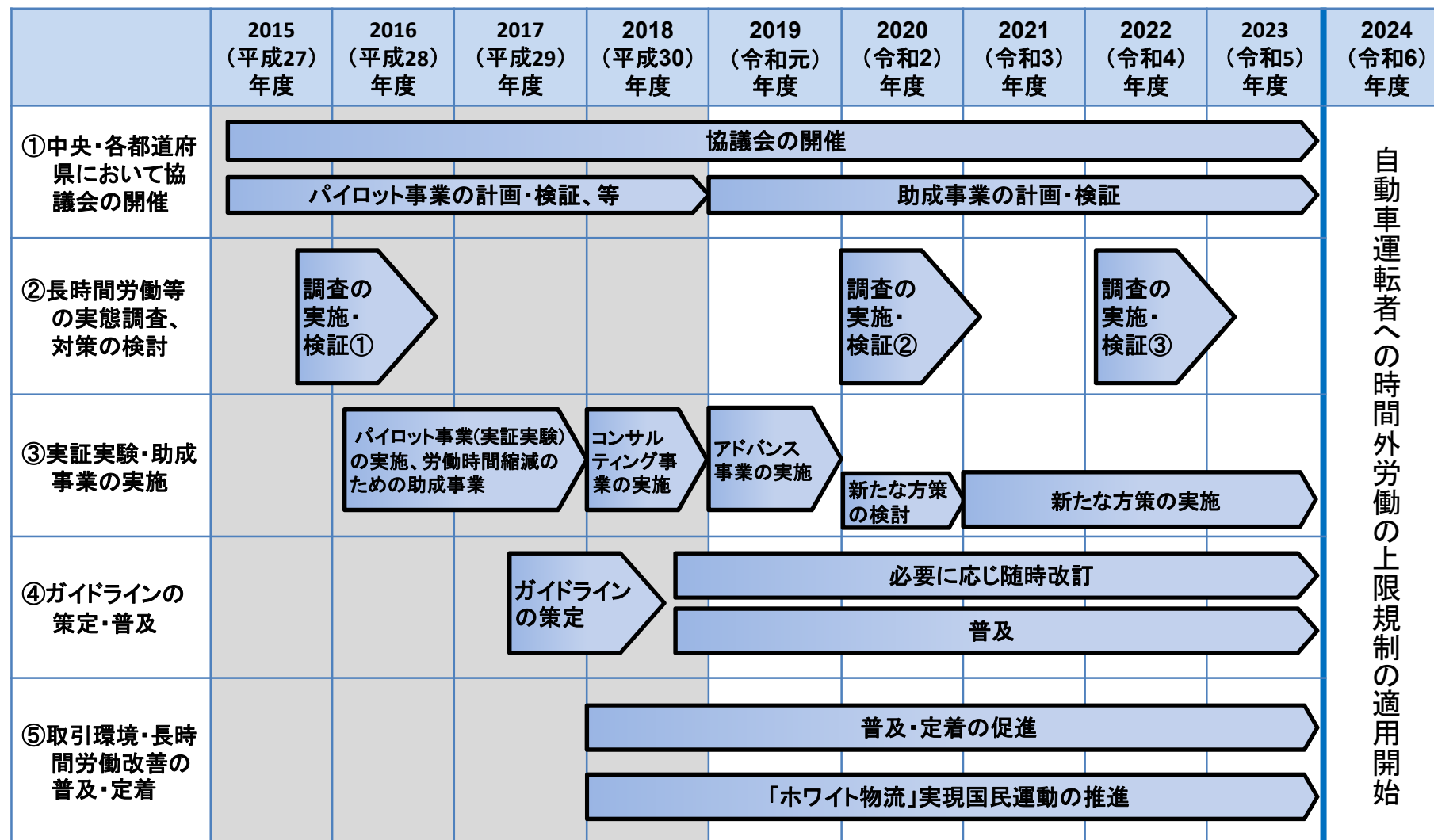
改 組

設 置

「トラック輸送における取引環境・労働時間改善地方協議会」を設置

- ロードマップに基づき、荷主、トラック運送事業者、関係団体、行政（国土交通省、厚生労働省）などにより構成される協議会を中央及び各都道府県に設置し、実態調査・パイロット事業・長時間労働改善ガイドラインの策定等を行う
- 長時間労働が抑制されないまま中小企業者に適用されると大きな負担増になることから、施行までに、トラック運送事業者の実態等を踏まえ、具体的な長時間労働抑制の改善方策を検討
- 長時間労働の抑制又はやむを得ず長時間労働に及んだ場合の適正な運賃料金の収受等には、健全な取引環境の整備が必要であるがトラック運送事業者の自助努力だけでは改善が困難なため、荷主都合による要因も含め、取引環境改善方策を検討

トラック輸送における取引環境・長時間労働改善に向けたロードマップ



※2023(令和5年)4月以降、中小企業における月60時間超の時間外労働の割増賃金率引き上げ